

05 法務省 非予算 (特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520010	売春行為の条件付き合法化特区	売春防止法1条～3条、5条～16条	売春防止法1条～3条、5条～16条		売春防止法の特例措置として、「売春行為適正化に関する法律」制定による、特別区域内の指定施設での、売春行為の条件付き許可について要望する。	2005年10月27日の内閣委員会での國務大臣の答弁は、「性風俗関連特殊営業の場が売春が行われる蓋然性が非常に高いので、届出制で全体的に見るような形にする」というものであった。 蓋然性は确实に行われていると理解され、国は店舗型性風俗特殊営業一号営業「ラブランド」について、長期にわたるその営業形態を維持し、特段の取り締まりを行っていないことを考え合わせると、過去において店舗型管理売春を容認している。 しかし、届出制による店舗型性風俗特殊営業「デリバリーヘルス」の容認は、「店舗型風俗店とは異なる、他の従業員が目撃し難い犯罪に巻き込まれる可能性が高い」と指摘されていると、近年犯罪事例が顕著になっている。そのため一定時間内であっても場所が特定されず管理者不在での営業行為は、治安に対する重大な懸念材料であるので、早急に解決されるべき問題である。 また「ラブランド」の届出内営業の長期特認は、特定条件下での合法化と同例に考えられ、同営業形態と同じ運用方法を行うことは、過去の事例に照らして矛盾しない。従って売春防止法の特例措置として、風俗法管理下での特別区域内の指定施設での、売春行為の条件付き許可について要望する。	C	I		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。				右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	売春を合法化することが、女性の基本的人権を侵害するとしているが、人権問題は個人の自由意志が、第三者により不当に介入される場合に、国家が行う法律上の特例措置については、人権問題に關係がない。諸外国では国家がセックスワーカーについて、社会保障制度を適用し手厚く保護している事例も認められる。女性の基本的人権を問題にするが、どのような階層の意見に基づいているか不明であり、仮に貧窮論論があつたとしても、当事者以外の者が一方的見地から非労働の強制をするのは、性労働者に対する差別であり人権侵害である。公共の福祉に反しない運用方法を行えばよいだけであるから、再検討を要するものである。		1008030	個人	青森県	警察庁 法務省	
0520020	受刑者の労働力有効活用した人材再生特区	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律ほか	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律ほか		刑務所の設置・運営に関する刑法の弾力的運用	受刑者の再犯を軽減する矯正施設の運営(詳細別紙)	C	I		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。				私を知り得た情報によりまずと、現在懲役囚(約65,000人)による年間作業収入は約190億円(28万円/人)。その収入の配分は、日本矯正協会(100億円、52%)、国庫収入(50億円、26%)、作業報酬金(32億円、16%)。一方受刑刑人の管理費用は、年間約300万円/人、彼等が能力がないので、活かすことが出来る理屈があれば、年額300万円以上の労働付加価値はあつたと思ふ。作業報酬とするか作業報酬金とするかは、引用する言葉の違いであつて、大きな問題ではありません。国庫収入の観点から、受刑者の維持管理等に要する工事等については、受刑者の刑務作業として行わせることとしているほか、その余の作業も含め、作業の実施により得られた収益はすべて国庫に帰属することとされており、結論にいては御提案の趣旨を達成すべく努力していることにつき、御理解願いたい。		10026030	個人	長崎県	法務省		
0520030	商法の運用	-	-		企業間決済に関する商法の弾力的運用	企業間決済を現金のみとし、経済の活性化を実現する(詳細別紙)	C	I		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。				「手形等が重要かつ不可欠な決済手段」として、御理解願いたい。また「アメリカにおける「統社会」と同じ発想で、単なる慣習(悪習)に過ぎず、安易な決済手段は、連鎖倒産等の弊害があり、私は昭和～95年で、日本で中小企業を経営してまいりました。その間、代表としての最も重要な仕事は「資金繰り」で、これに生産性の無い無駄な時間を費やさなければならず、300万円の指定の中小企業の経営者も同様でしょう。その為、戦力としての労働生産性は著しく低下し、その経済的損失は10兆円以上と推定されます。現在中国において事業をしており、中国では契約の履行が前提です。このシステムで10年間経済成長を遂げており、日本の手形決済が不可欠な物ではない証左です。」「日本の常識は、世界の非常識」。		10026050	個人	長崎県	法務省		
0520040	日本料理の技術研修のため外国人研修生の受け入れ	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	本邦の私の機関に受け入れられ技術、技能又は知識を修得するため、在留資格「研修」を申請する場合であつて受け入れ機関が実施する研修の中に業務研修が含まれるとき、原則として、申請人が①国定又は地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関、②受け入れ機関の合併企業又は現地法人、③受け入れ機関と引き続き1年以上の取引の実績又は過去1年間に10億円以上の取引の実績を有する機関、のいずれかに該当する外国の機関の常勤の職員であり、かつ、当該機関から派遣される者であることが必要である。	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令「研修」基準第6号の緩和	先進国を始めとする諸外国では日本食がブームとなっているが、日本料理と冠して様々な料理が提供されているケースがあり、日本の食文化に対する誤った認識が広がりかねない状況にある。このため、本提案においては、外国人に対する本物の日本料理の研修・普及を進展させ、日本文化を正しく伝えることにより、国際相互理解の増進及び国際観光の振興を図つていくものである。 具体的には、日本料理に関心を持つ外国人の料理人が良質な老舗料理などで技能を修得する場合、その入国・在留に当たっては個別のケースごとに是非が判断されているが、これを日本料理の「研修」目的による受け入れとして統一に取り扱い、基準(研修期間、送出機関・受け入れ機関の指定等)に基づいた適切な入国管理を図りつつ、基準に合致する外国人料理人の積極的な受け入れを促進し、日本で研修した料理人が本國において本物の日本料理を提供し、後進の指導が図られるよう、料理人育成の仕組みを構築する。	C	III		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。					業務を伴う研修については、研修生が単なる労働者として扱われること(実施されること)が最も重要であり、個人として本邦で研修に従事することは認めず、研修生の派遣及び受け入れ双方の私の機関が当該研修を必要と認め、研修生の受け入れについて積極的な体制を整えている場合に限定して行われる。 御提案の出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令「研修」基準第6号は、適正な研修の実施を担保し、失墜、研修生に対する人権侵害、研修生と受け入れ機関とのトラブル等の問題の発生を防止するための措置として、受け入れ機関と研修生の派遣機関(研修生の所属機関)との間の資本関係など、受け入れ機関と研修生の派遣機関(研修生の所属機関)との間に業務研修を実施する合理的理由が存在することと求められているものであり、かつ、現時点においても、資本関係等がない場合でも研修生を受け入れることができるよう、法務省告示により、上記観点も踏まえた一定の緩和を行っており、さらに、これ以上の緩和をすることは困難である。		1003010	京都府行政書士会	京都府	法務省		
0520050	査証の取得及び上陸許可申請に係る査証の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	外国人が、本邦の私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する場合、原則として、大学(短期大学を除く。)を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは3年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有し、又は従事しようとする研究分野において10年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有していることが必要である(企業内移動の場合はこの限りではない。)		研究に係る在留資格に関する査証の取得及び当該在留資格による上陸許可申請について、従事しようとする研究分野における修士の学位又は3年以上の研究の経験を有することが必要とされているところ、我が国の研究機関に招聘され、当該研究機関において大学院における研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有し、又は従事しようとする研究分野において10年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有していることが必要とされている者については、これらに該当しているものと見なすことを求める。なお、修士の学位が取得できなかった場合については、当該査証は直ちに失効することとする。	大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている、「アジア太平洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、同プロジェクトにおけるナレッジ・キャッチャーの一翼を担う重要な存在である。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国の企業、大学等との共同研究プロジェクトが実施される予定である。当該研究プロジェクトにおいては、産学官の上の連携を通じたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究を行うこととし、その成果については、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に對する提言として活用されるとともに、当該研究プロジェクトに参加した企業等においても事業活動等に反映されることを想定している。また、こうした研究の成果の積極的な発信を通じて、アジア・太平洋諸国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者のリクルートメントにもつなげることをしている。招聘される研究者には同研究所の研究者の地位が付与され、報酬も支払われるが、今後の活躍が期待される若手の研究者を中心とするため、修士の学位や3年以上の研究の経験を有しないが極めて優秀な者を招聘することと想定されること、現行制度では出来ない研究者は報酬を過す共同研究プロジェクトに参加することが出来ること、そこで本提案を行うものであり、これが実現することにより、アジア・太平洋との連携を通じたイノベーションによる地域経済の活性化、地域の大学の活性化につながることを期待する。	C	III		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。					○ 専門性は学位や研究経験のみではなく、当該研究者の知見、能力等を含めて総合的に判断されるべきものであり、現行の受け入れ基準は過度に不明確である。 ○ 現行の基準は修士の学位を一律に排除することとなり、専門的分野を有する外国人研究者の積極的な受け入れが妨げられることとなる。 ○ 貴省ご回答後の契約は、具体的にはどのような内容の契約か。 ○ 国や地方公共団体等から交付された資金により運営されている法人については、法人のみではなく、営利非営利を問わず、高度な研究を行う高い研究機関が招聘する優秀な研究者は修士の学位の有無に関わらず入国可能である。 (詳細は補足資料)		1004030	アジヤ太平洋研究所プロジェクト	(株)三井物産戦略研究所	東京都	法務省 外務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第7項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められる措置。具体的内容については司法書士法第3条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められる措置。具体的内容については司法書士法第3条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	各種資格試験においては、それぞれの資格者に求められる知識に関する問題が出題されるのであって、商業・法人登記手続の代理を行うことを要する資格者に求められる知識について、行政書士試験において司法書士試験程度の知識を問う出題がされている状況にあるとはいえない。すなわち、司法書士試験においては、商業・法人登記手続の代理を行うことを要する資格者に求められる知識として、会社法、商業登記法等、商業・法人登記に必要とされる知識に関するものが数多く出題されており、これによって、登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで、国民の権利・義務の保全という目的を担保している。これに対し、現在の行政書士試験の客観的な状況からは、行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているか否かを確認することができるようなものとなっているとは考えられない。また、司法書士試験で要求されている商業登記法等手続法令に関する知識を研修等で補入するとする点については、司法書士試験に合格できるだけの内容の研修を実施したとしても、その能力が身に付いているかどうかを判断し難いところ、このようなことはまさしく司法書士試験の合否によって判断されるべきである。						1 0 4 6 0 1 0	個人	広島県	法務省	
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められる措置。具体的内容については司法書士法第3条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められる措置。具体的内容については行政書士法第3条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	各種資格試験においては、それぞれの資格者に求められる知識に関する問題が出題されるのであって、商業・法人登記手続の代理を行うことを要する資格者に求められる知識について、行政書士試験において司法書士試験程度の知識を問う出題がされている状況にあるとはいえない。すなわち、司法書士試験においては、商業・法人登記手続の代理を行うことを要する資格者に求められる知識として、会社法、商業登記法等、商業・法人登記に必要とされる知識に関するものが数多く出題されており、これによって、登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで、国民の権利・義務の保全という目的を担保している。これに対し、現在の行政書士試験の客観的な状況からは、行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているか否かを確認することができるようなものとなっているとは考えられない。また、司法書士試験で要求されている商業登記法等手続法令に関する知識を研修等で補入するとする点については、司法書士試験に合格できるだけの内容の研修を実施したとしても、その能力が身に付いているかどうかを判断し難いところ、このようなことはまさしく司法書士試験の合否によって判断されるべきである。					1 0 4 9 0 1 0	個人	広島県	法務省		
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められる措置。具体的内容については行政書士法第3条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められる措置。具体的内容については行政書士法第3条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	各種資格試験においては、それぞれの資格者に求められる知識に関する問題が出題されるのであって、商業・法人登記手続の代理を行うことを認めるに当たっては、国民の利便性という点のみで判断すべきものでなく、国民の権利・義務の保全の観点も考慮すべきものと考え、このように観点からすれば、司法書士試験においては、商業・法人登記手続の代理を行うことを要する資格者に求められる知識として、会社法、商業登記法等、商業・法人登記に必要とされる知識に関するものが数多く出題されており、これによって、登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで、国民の権利・義務の保全という目的を担保している。これに対し、現在の行政書士試験の客観的な状況からは、行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているか否かを確認することができるようなものとなっているとは考えられない。したがって、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではなく、段階的であっても開放することは認められない。					1 0 5 0 0 1 0	個人	広島県	法務省		
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められる措置。具体的内容については行政書士法第3条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認められる措置。具体的内容については行政書士法第3条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	各種資格試験においては、それぞれの資格者に求められる知識に関する問題が出題されるのであって、商業・法人登記手続の代理を行うことを認めるに当たっては、国民の利便性という点のみで判断すべきものでなく、国民の権利・義務の保全の観点も考慮すべきものと考え、このように観点からすれば、司法書士試験においては、商業・法人登記手続の代理を行うことを要する資格者に求められる知識として、会社法、商業登記法等、商業・法人登記に必要とされる知識に関するものが数多く出題されており、これによって、登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで、国民の権利・義務の保全という目的を担保している。これに対し、現在の行政書士試験の客観的な状況からは、行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているか否かを確認することができるようなものとなっているとは考えられない。したがって、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではなく、段階的であっても開放することは認められない。					1 0 0 3 0 1 0	個人	広島県	法務省		
0520070	カジノ実現に必要な整備	刑法第185条、第186条	刑法第185条、第186条		西九州地域におけるハウステンボス域内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。具体的内容として、刑法85、186条の規定による違法性を阻却するため、同85条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを添付し提案を行う。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと環太平洋の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス域内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1,700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。提案理由 昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為に、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取組む必要がある。これまでも大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできないし、検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ/施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあつて、ことから、別案の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。	刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から除外することはできない。カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないもの、いずれかの府庁においてカジノを法制化する法律を立案することはない。その内容について、法務省が個別に、当該府庁との協議に応じる用意はある。	C	-	賭博行為等を罰することとされているのは、賭博行為が勤労者の正当な権利によらず、単なる偶然の事件により財物を獲得しようとする他人と相争うものであり、国民の勤労心を動かし、勤労の風俗を害するばかりでなく、さらには劇的な犯罪を誘発し、又は国民経済の権衡に重大な障害を与える恐れがあることと理解している。その観点で考えると、今回提案しているカジノは、外国人観光客に限定したものである。外国人に対する刑法35条による違法性が阻却されるか否かという観点から、同法案件について検討することとなる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	-	刑法第185条及び刑法第186条は、他の罰条と同様、日本国内において罪を犯したすべての者について適用される(刑法第1条)ものであり、刑法を改正して特定の主体のみを刑法第185条及び刑法第186条の適用から除外することはできない。なお、カジノを法制化する法律案については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、同法案件が具体化した場合には、同法案件のカジノに係る行為が刑法第35条によって違法性が阻却されるか否かという観点から、同法案件について検討することとなる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。					1 0 4 7 0 1 0	個人	長崎県	警察庁 総務省 法務省 国土交通省

